

| | |
|------------------|---|
| Title | 学びの分権的自主運営理論への試み：集権的教育行政の否定を媒介として |
| Sub Title | Toward a general theory of autonomous learning web |
| Author | 井上, 坦(Inoue, Akira) |
| Publisher | 慶應義塾大学大学院社会学研究科 |
| Publication year | 1981 |
| Jtitle | 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.21 (1981.), p.1- 9 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論文 |
| Genre | Departmental Bulletin Paper |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000021-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学びの分権的自主運営理論への試み

——集権的教育行政の否定を媒介として——

Toward a General Theory of Autonomous Learning Web

井 上 坦
Akira Inoue

The symptoms of accelerated crisis of education are widely recognized. Multiple attempts have been made to explain them. I believe that this crisis is rooted in a national monopoly system of political and governmental powers. The crisis can be solved only if we learn to invert the present deep structure of capitalistic and bureaucratic manipulation. I believe that society and learning must be reconstructed to enlarge the contribution of autonomous individuals and groups to the total happiness of man. In fact, the institutions of industrial society do just the opposite. As an alternative to technocratic disaster I propose the vision of autogestion (self-management) of every institutions. We can no longer live effectively without true public control over institutions that curtail or negate any person's right to creative use of his energy. But, the transition to socialism can not be effected without the substitution of decentralization for centralization.

I) 問題の所在

総理府が1980年7月2日公表した、1万人世論調査の結果によれば、わが国が進んでいる方向について、「よい方向」と答えたものは36%、「悪い方向」と答えたものは29%であったが、これは前年度の調査における「よい方向」という答45%、「悪い方向」という答18%と比較する時、この1年間に我が国の進んでいる方向が悪いと判断する人の数がかなり急速に増加したことを示している¹⁾。

ひるがえって我が国の教育の進んでいる方向や在り方ということを見るならば、悪いという告発や批判は以前から満ち満ちている。いわく、教育の選抜機能化、いわく、受験体制支配、あるいは文部省の権力支配、学歴病などと。しかし、何を悪い方向、悪い在り方というのか、又、何がその悪い方向づけの重要要因なのかについては、必ずしも一致した見解はないといえよう。私としては既に発表した論文において、およそ次のことを論じておいた。イ) 人間生成は進行する制度化の下にある。

ロ) 学校化をひとつの典型とする教育・学習の制度化は他のもろもろの領域での制度化と緊密に関連して進行している。ハ) 悪い方向とは、少くとも制度化に関しては、人間の自由を抑圧し、人間の間の不平等を増幅する方向のことである。ニ) 悪い方向への主要因は、肥大する国家の行政権力とそれを支えながら共に増大する官僚制度化ならびに利潤追求に奔走する企業中心の産業主義であると²⁾。

これらの指摘をある程度前提しながら、悪い方向への主要因を解除する道を検討するのがこの論文の課題である。論文の展開は特に重要と思われる提案、実践を検討しつつ、なされるであろう。その際、論述が全体としての社会機構の転換と学校教育の転換とをあえていちいち区別せずに、いわば同一視しておこなわれる場合も多い。それは学校教育の転換は社会全般の機構の転換と非常に密接であり、後者なくして前者はありえない状況が出現しているという既述の判断からである。(むろん、学校教育の方向転換を結果しないような社会機構の転換は偽物である)。

なお、自由と平等の積極的な相互関係について（ありうる誤解を避けるために）短かく述べておけば、これからの社会において、乏しい各種の resources（資源という日本語よりもっと広い意味での）を分け合う平等がますます重要となるであろう。resourcesの中には石油森林、土地などの物的なものほかに、社会的地位、余暇、そして学びも含まれる。学習のチャンスと学修の実現の確保は平等たるべき重要な resources のひとつである。このような広く深い意味での平等を基盤として、自由は始めて使用されるし、個人的にも社会的にも有意義のものとなるであろう。

II) 市場メカニズムへの信頼による 行政権力縮小化への道

経済学上のマネタリズムによって代表される、自由市場メカニズムへの絶対的信頼を回復することが、よい方向への転換の唯一の道であるとの主張は、たんに経済問題についてだけでなく、教育問題をも含む幅広い社会問題についても有効性をもつと説くことで、新しい勢力となりつつある（特に米國、英国をその場として）。この考え方の教育制度への具体的適用が、いわゆるヴァウチャー（voucher）制、ないしは、授業料クーポン制と呼ばれるものであり、マネタリストの代表者である M. フリードマン（M. Friedman）によって1953年以来提唱され、イヴァン・イリッチ（Illich）の脱学校化（deschooling）の思想にもある程度の影響があるように見られる点からも、見逃されない⁵⁾。学校や公共団体ではなく、子どもの親に直接公費に裏付けされたヴァウチャーを交付して、提出する学校の選択は親の自由にまかせることを骨子とするヴァウチャー制案は、その背後におよそ次のような基本的考え方をもっているといえる。i) 自由市場メカニズムを通じての決定が最善の決定である。政治機構による決定はたとえ民主的投票であっても思い切って減少させるのが望ましい。ii) 教育も商品として自由市場メカニズムにゆだねる時最善の結果が生じる。iii) 社会全体としては極めて合理的な期待が形成され、予測は全体としてみれば極めて正確な予測となっている可能性が極めて高い（合理的期待形成理論）。

まず i) についてみると、もっとも基本的であるにもかかわらず、もっとも議論の余地のあるのがこの前提である。自由競争は必然的に寡占から独占へと進む。この歩みを阻むためにはどうしても市場メカニズム以外の力を必要とするであろう。フリードマンは西山千明との対話において、経済的力と政治的力が引離れていること

が核心だと語っている⁴⁾。

しかし、経済的力は利益追求のために政治的権力と結びつく一種の必然性をもっており、このことはいわゆる自由市場国家の現実を見れば明らかである。「今日のわれわれには、自由主義経済はあるが自由な経済はない」のである⁵⁾。ii) について見ると、a) 教育を商品と同じに扱うということを百歩譲って認めたとしても、この「商品」の場合、購買者は「商品」の質や利用性について、判断困難な立場に在ることはかなり本質的状况である。教育は自動車やクーラーのように、一義的な使途や明確な性能表をもつ商品ではないのである。b) さらに市場機構が十分によく機能するためには、背後に流通機構の十分な発展が存在しなくてはならないが、教育商品の流通機構（この場合は主要な関係財としての教師と生徒・子どもの学校及び住居に関する自由移動性）はどうやって確保されるであろうか。c) もちろん他の商品の場合と同じく、この教育という商品の場合にも、市場メカニズムの進行および政治権力との結びつきのプロセスにおいて、寡占から独占への道は避け難いであろう。その結果のひとつとしては、授業料（教育消費者負担分）は現在の価格よりかなり値上りする可能性が大きい。値上りについてはフリードマン自身も次のように認めている。「フリードマン：私立大学も財政援助を受けているというお話から察すると、日本では、官公立だけでなく私立大学でも、授業料は実は安くなっているということですね。西山：そのはずですが、日本の大学生たちはそれでも常に授業料値上げに反対運動をしています。フリードマン：よけいおかしいですね。授業料をすでに安くしてもらっていながら、大学がどうの、授業内容がどうのと、注文したり批判したり要求したりする権利は学生たちには全くない管ですよ⁶⁾。

授業料の値上りにもかかわらずヴァウチャーを平等に配分するならば、スイスの教育学者 M. ユーベルマン（Huberman）らも指摘するように⁷⁾、結局はより経済的に豊かな親や学生が、よりよいかもしれないがより高額な教育を買うことは妨げえないであろう。このことが、人間の間の平等を増す方向への転換になるとは考えられないのである。iii) の仮説にたいしては主に二つの観点から厳しい批判がなされうであろう。第一の観点は情報の独占ないしは寡占の不可避性ということである。現実の資本主義市場体制下において、情報が真に開放されているとは誰も考えていないであろう。ここでは、政府機関や大企業による情報操作が行なわれている⁸⁾。たしかにフリードマンの説く小さな政府になれば、政府機関

による情報独占・情報操作は減少するかも知れない。しかし、「経済をうごかす最も始源的な原動力が人びとの期待であり、その期待を形成するにあたって最も重要な手掛りは情報であり」、「情報が重要な経済財⁹⁾であるというまさにその理由によって、情報は少数の人々の独占、寡占を逃れることはできないであろう。第二の観点は、もし合理的期待形成の仮説が実現したとすれば、(この実現はそれ自身一種の夢であらうが)、逆に市場制度の存在そのものが無意味になってしまうだろうということである¹⁰⁾。

最後に、フリードマンの思想には高度成長主義にたいする批判が欠除していることも見逃せないのである。

III) 義務制学校廃止の道

官僚制化への批判、それへの対策としてのヴァウチャー制の採用提案という限りでは、フリードマンと I. イリッチの思想は一見近いもののように見える。しかし、根本的には両者は異なる方向を向いている。このことを端的に示すのは、イリッチのもつエネルギー使用抑制、ゼロ成長経済、反産業主義の姿勢である。「社会が高度のエネルギーを消費する道を選ぶならば、その社会関係は必ずテクノクラシーに支配されることになり」「一人あたりのエネルギーがある適正な水準をこえると、いかなる社会もその政治体制や文化的環境が必然的に退廃する¹¹⁾」。この批判は当然(フリードマンとは正反対に)市場メカニズム依存への批判と政治的プロセスの重視となって現れる。ヴァウチャー制への関心も、「a) 特定の年齢層を対象とし、b) 履修を義務づけられたカリキュラムへのフルタイムの出席を要求する、c) 教師に関連のある過程」としての「学校¹²⁾」の廃止の主張も、この基本的構造の上になされているのである。したがって、イリッチの“Deschooling Society”はそれに続く医療体制批判の書、高エネルギー政策・交通システム批判の書と共に読まれなくてはならない。もっとも、イリッチの考え方をフリードマンのそれと混同させたり、イリッチの deschooling の所説を軽率かつ無批判的に学校を廃止することと誤解させた事についてはイリッチの“Deschooling Society”における文章自身にも多少の責任はあろう。しかし、“Deschooling Society”では未だ必ずしも明らかに示されなかった全体構造的な改革、その意味での政治的転換(political inversion)の必要性は、その後の彼の著作、わけても『学校をなくせばどうなるか?』(After Deschooling, What?) (1973年)や『自律協同性への道具』(Tools for Conviviality, 1973)の中に、

明瞭な形で示されるようになるのである。

こうして、イリッチの所説を全体的に把握した時、およそ次のことが述べらるであろう。

1. 次のような批判、即ち、イリッチの説く低消費エネルギー・ゼロ成長社会は理論的に不可能であり、又そういう社会は恐るべき官僚統制下の不自由・不平等社会となるという批判には、反論の余地が多い。ゼロ成長社会の経済学的可能性に限ってみても、専門経済学者の間にもゼロ成長社会の可能性と、そこにおける自由と平等の実現を支持する者が多くいる¹³⁾。

2. 次の批判、即ち、イリッチが政治権力に義務制学校の廃止令を出させようとするのは、権力統制に反対する基本的な考えと矛盾するという批判は、イリッチの政治権力への要求は基本的にはネガティブなもの、限界設定的なもののみであるということを見逃している。学校教育の義務制廃止にしても、これはかつて国が公布した法令の取り消しを求めているのであって、新しい制度の設定をポジティブに求めているのとは全く異質的なのである。

イリッチの思想で重要な点は、もろもろの社会的営みがある限界を越えないように配慮する必要があるという点であり、逆に、そのある限界内ではすべての営みや行為は自由な活動にまかされるべきだという点にあるように思われる。「産業によって支配されないが、非常にモダンな未来社会の理論を形成するために自然的尺度と限界(natural scales and limits)を認識することが必要である¹⁴⁾」。イリッチは「ただこれらの限界内でのみ」とか「これらの限界を越えるならば」という表現を繰返しながら、産業、教育、政治の限界逸脱を批判する。この点で教育、医療、交通その他産業を国有化すればすべてが解決するとか、少なくとも国有化が解決の不可欠前提であると考える古典的社会主義者たちと異なっているように見える。国营化が官僚制化をますます促進させる側面をイリッチは鋭く凝視しているのである。

3. たしかにしばしば指摘されたように、イリッチの論文には、概念規定の曖昧さ、論理の飛躍などが各所に存在することは否定できない。しかし、大局的に見るならば、イリッチの説かんとするところを理解しながら、否定的に批判するより、むしろ、必要な補足と修正を行ないつつ活かすことが、未来の社会と教育へのよりよい方向ではないだろうか。

補足か修正かはイリッチをどう解釈するかの立場によるが、ここではあまりその点にこだわらないで、補足・修正と一括しておく。

補足・修正さるべき主要点のひとつは、行政権力の分権化への明瞭な方向づけであろう。イリッチは自発的集団づくりに重点を置いて学習のネットワークを論じているために、地域共同体の問題にあまり触れていない。しかし、「参加の民主主義は低エネルギーの技術を要求する。自由な人間は自転車の速度で生産的な社会関係への道を進まねばならない」¹⁵⁾とする文の背後に、地域共同体の重視、参加・自主管理的生産形態への道を推測することは容易である。したがって「イリッチの判断基準は、工場、事務所、地域社会、学校、メディアの中で、それらの社会的成果を民主的に、参加によって、合理的に、分権化して統制する基準に取り替えなければならない」¹⁶⁾という H. ギンティス (Gintis) の批判は当ておらず、「取り替える」のではなく「補足されなければならない」と言うべきであろう。

補足・修正さるべき主要点をもうひとつだけあげればそれは教師の役割に関してである。イリッチは学校の定義を構成する三番目の要素として「教師に関連のある」ということを挙げた。しかし、これは本当は「教師を媒介としている国家権力あるいは官僚権力」と言い変える方が適切であろう。

ところで、このような補足・修正は、その内容において、よりよい社会と教育・学習の在り方に関して、重要な意味をもっているので、章を改めて論じるのが適切であろう。

IV) 構成員参加・自主運営による地域分権化

地域分権化といっても、単に中央官庁の権力を地方行政機関へ分譲させることだけを目指すものと、地域分権に本質的なものとして住民・市民・構成員の参加を考える参加分権型、さらにより徹底した意味において構成員自身が主体となって運営を行なうことを目指すものとは、それぞれ区別されなくてはならない。そして教育・学習のよりよい制度化への方向としては、三番目のものにまで進まなくては不十分であろう。ただし、その場合、教育・学習の自主運営化は他の分野、例えば経済分野での企業の自主運営化などと、平行して進められなくてはならない。さらにこの場合、たんに組織や機構の直接関係者たちのみによる運営ではなく、いわゆる第三者、間接関係者、一般市民をも運営に与ずからせることまで考えなくてはならない。英国の「学校運営に関するテイラー委員会」(Taylor Committee on School Government) は1977年に、学校の運営はそれぞれ四分の一ずつの割合

で構成される地方当局、親、教員、コミュニティ代表の委員会によりなされることを望ましいと勧告した¹⁷⁾。この勧告がよい方向を示していることは原理的には否定し難いであろう。

これに対して、日本では地方教育委員の公選制の復活への動きに対してさえ、文部省は厳しい反対の態度を表明している。スローガンとしての「地方の時代」は、叫べられるだけで日本にあっては未だほとんど実質上の変化を産んでいない。むしろ逆の方向へ進んでいるといつてよいであろう。もちろん、他方からすれば既に指摘したことから当然推察されるように、教育委員の公選制が実現すればそれだけで教育・学習の在り方ははっきりとよくなるとはいえない。教育委員の公選制が真によく機能するためには、他の局面や領域での方向転換が不可欠であり、総合的な広く深い方向換転換の中でのみ、それは有効たりうるであろう。

教育・学習がよくなるためのひとつの具体的関連領域として、ここでは地域への図書館、博物館、出版機構の分散化、拡充化を考えてみたい。現在少なくとも日本において、情報産業は大都市に過度に集中している。さらに多くの国々において、情報の流れは何らかの形で、資本および官僚の権力により一定の統制を受けている。テレビ、ラヂオに代表されるマス・メディアによる情報の流れは、一定の中心から週辺へと一方的・拡散的に流されるのみであり、一般市民はもっぱら受容者、受取り手であるにすぎない。この情報の中央集権化システムが、行政権力の中央集中や巨大官僚制の存在さらに巨大企業支配と、直接又は間接に支え合っている以上、情報の中央集中化システムの転換なしには総体的方向換転換もありえないといえよう。

イリッチが“Deschooling Society”において教育的オブジェクトのためのリファレンス・サービスとして、オフセット印刷機や写真の実験室、さらに閉回路テレビを利用するための室をも備えたような図書館、博物館、道具店、遊戯室の教多い設置を構想しているのはこのためであろう。これらの学習センターのネット・ワークが十分用意されて、学びの仲間を選び出すコミュニケーション・ネット・ワークも整備されるならば、現在の情報流通の在り方を多中心的、多方向的なものへと変えられると同時に、教育・学習の在り方の方向換転のための重要条件もとのうこととなるであろう。イリッチの賛同者である J. ホルト (Holt) はとりわけ個人が安い費用で自分の意見を出版するためのサービスを図書館が行なうことを望んでいる。それは「個人的な意見を広め、世論

の分権化をはかることは、独占的マスメディア文化の中で、緊急に重要なことの一つ」であるからである。ホルトはさらに述べる「自由で小規模な出版が普及すれば、このような地域社会（低所得者の多い地域社会）の人々が、子どもの生活と密着した有益な教科書を、子どもとともに作り上げることもできるのである。（中略）誰でも自分の考えていることを本にまとめ、他の人々に読んでもらえるということが、すべての人々によって理解されたならば、現代社会は大きく変わる可能性がある。また自由出版の普及は、人々の読書と文章作りへの関心を、どんな学校教育も及ばないほど、高めることになるだろう」¹⁸⁾。

ひるがえって日本の現状を見ると、このような面でも分権化はほとんど進められていない。それは欧米の諸国の現状と比較してもかなり遅れているといえよう。たんに本を並べてあるという意味だけでの図書館についても、全国の市町村数3,255に対して公共図書館数の総数は1,270館（1979年）にすぎず、しかもその大多数は大都市圏内の市立、区立図書館であり（207館は東京都内）、結局、図書館の存在しない市は136市（20%）、町村は2,298（88%）にも達しているのである。さらに図書館購入費を見ると、東京大田区は人口60万であって、1億5千万円を費やしているのに対して、人口70万の鳥取県のそれは2千万円にすぎない。人口5～6万の市でみると年間購入冊数は平均1千冊程度といわれる¹⁹⁾。

このような情報流通や広い意味での文化の中央集権制を同時に転換させることなしには教育・学習の中央集権制は打破できず、教育委員の公選制の復活も有効たりえないのである。

しかし、はたして、自主運営的自治を骨子とする地域分権化によってすべてはよりよい方向へと転換されるのか。これが次に考察すべき問題である。

V) 自主運営批判と大衆運動論

今迄述べてきたような広くかつ深い意味での地域分権化・自主運営的自治が行なわれたことはないかもしれない。しかし、国として総体的にはある程度それに近いレベルで、ユーゴスラヴィアの貴重な試みやスイス連邦でのコミュン自治の伝統が存在することは広く知られている。一方、部分的かつ弱い参加という形によってならば、西独における労働者の企業経営参加の事例も存在する。又学びの場としては米国のボストン市にある「ベイコンヒル自由学校」、イリノイ州エバンストンの「ラーニング・エクステンジ」の試みも貴重な事例である

う²⁰⁾。これらの試みの深い意義はこれまで論じてきたことからすでに明らかであろう。したがってその価値を繰返すことは避けて、以下では、どのような問題がそこで生じてきたかに焦点をしばって述べていくこととする（スイス連邦での問題に関しては既に註2）で指示した論文で扱っているのでここでは論じない）。

元来古典的マルクス・スターリン主義者にとっては、社会主義体制内における官僚制の存在ということは、レーニンの繰返しての告発にもかかわらず、認め難いものであった。なぜなら、官僚制とは搾取社会においてのみ形成されるものであったからである。しかし、ハンガリーのA.ヘゲデューシュ（Hegedüs）は早くから「官僚制分析を欠いた社会の自己分析は、より深刻な社会改革に何一つ貢献しない」ことを見抜いた一人であった。彼は自分が中央統計局の副長官であった時の経験と、1968年のハンガリー経済改革の準備過程への参加を通じて、社会主義国家内における官僚制の存在を、いわば肌身に感じたのであった²¹⁾。しかし、ここでヘゲデューシュの論文が重要なのは、彼が官僚制をのり越える方途としての自主管理制に対して、否定的見解を提出しているからである。彼はいう、「たしかに自主管理理論が勝利した場合には——ユーゴスラヴィアの例が証明しているように——中央官僚権力は経済生活の分野で大幅に減少する。だが同時にここでは企業官僚制の決定権限がきわめて増大するのであって、それにともない、企業官僚制の物および人にたいする権力もまたいぢるしく強化されるのである」と²²⁾。ヘゲデューシュは自主管理制がほぼ30年も政治的・経済的に複雑な状況に置かれていたユーゴスラヴィアという国において、作動能力をもつシステムとして機能してきたという事実は十分認めている。しかし同時に、自主管理制の内部において「必然的に、また実践上ほとんど不可避免的に、専門統治機構は形成され」しかも「この専門統治機構は、官僚、テクノクラート、政治的専従者をその内部に内包しうるばかりか、舞台裏でつまり自主管理機構のヴェールにかくれて、事実上の権力を手にすることもできる」ことを彼は主張するのである²³⁾。

ユーゴスラヴィア共産党の最高幹部であり党内きっての理論家といわれるE.カルデリ（Kardelj）は、その著『自主管理社会主義と非同盟』（1976年）の中で、この問題に僅かに触れて次のように述べる。「管理のもつ意義と役割、または労働過程における不可欠な専門的権威、もしくはこれらの役割についている人々の責任を軽視しないことが大切である。これらの機能を、専門的、政治

的に強化し、人材の確保をはかることや、その能率を向上させることもまた、わが国の自主管理体制をいっそう発展させていくうえで、最も重要な課題のひとつである。連合した勤労者には、有能な専門家＝管理者層がますます必要となるであろう。ということは、生産過程と労働過程に占めるその相対的比重は、肉体労働に比してますます増大するであろう、ということである。しかし、こうした過程ができるだけ社会的軋轢をとまわずに進行するためには、この社会層が、今日、自立化した社会的資本の道具ではなく、連合した労働者の道具となることが必要である²⁴⁾。そして管理者層がどの程度労働者階級の教養と知識の最も責任のある担い手となるかに、官僚主義やテクノクラート独占といった傾向が避けられるかがかかっているとも述べるのである。

しかし、カルデリのいう必要や要請が実際にはどの程度実現されているかについては疑問の余地がある。ヘゲデューシュによれば、ユーゴスラヴィアにおける専門統治権力の形成に関する文献はきわめて少なく、現状賛美的性格の文献が多いが、その数少ない論文の中で、次のようなユーゴスラヴィアの著者による自己批判は注目すべきものであろう。「われわれは、大部分の労働組織において、期待されたはずの権力の再分配をではなく、自主管理システムのなかにヒエラルヒーが再生産されているのをみた。もちろん、自主管理は企業指導部の地位をかなり変化させた。だが一般的には、指導グループは以前行使していた権力のすべてをその後も保持しつづけたのである。それどころか、彼らは、自主管理諸機関の権限に属することになったすべての意志決定と処置については、それにたいする責任をまぬがれることさえできた。一中略一企業内の指導部が、意識的にせよ無意識的にせよ、すべての権力をその手にしているにもかかわらず、自己の活動にたいしなんらの責任も負わない徒党と化したのは、まさにこのような背景においてである²⁵⁾。

このような根強い官僚制の力に対して、どう対抗できるのか。ヘゲデューシュによればこの状況を克服する鍵は、官僚制の諸関係を出現させている専門統治集団と、これから成り立っている権力機構の形成・存続を、歴史的必然として認識し、承認することから始めるところにのみある。そしてこの承認を踏まえて彼が提案するものは「専門統治権力に対する社会の支配の制度的保障²⁶⁾であった。この提案の背後には、「意志決定権力を保持する者と権力行使の対象となる者のあいだに存在する矛盾（二分化）は、自主管理型機構によっても、国家行政型機構によっても、廃絶されえない」という冷静な

認識が蔽存しているのである。彼は一方では「社会生活のほとんどすべての主要分野において、専門集団による統治・管理の方が、素人的統治よりも迅速で効率的である」と考えつつ、他方、その専門統治機構が全社会的利益と対立する局部的利害と無制限の権力を必ず要求することも認識している。ここに先に述べた「権力にたいする社会の支配の制度的保障」がなされなくてはならないゆえんがある。ヘゲデューシュはこの提案をさらに別の表現では「権力的な意志決定の権限を委任された人々にたいして効果的なコントロールを行使しうる大衆運動、官僚制的機構から独立した大衆運動」こそが、官僚制権力が官僚制支配へと硬直化するのを防ぐ唯一の解決策だとも述べている²⁷⁾。

彼によれば、民主主義発展の主要な道は、専門統治・管理機構に従事する集団にたいする勤労者の側からの効果的で自主的な社会統制でなければならないのである。この社会統制は、専門統治集団を、彼らとその名において行動している社会集団に従属させるまでに至った時、「権力の社会的支配」と名づけられるとされる。しかし「権力の社会的支配は一度解決すればそれで十分というものではなく、その実現のために社会が毎日たたかい続けなくてはならない過程としてのみイメージしうるもの²⁸⁾だとも述べられるのである。

しかし、このような権力集団から独立した大衆運動によるコントロールが、はたしてヘゲデューシュの期待するように有効に作用しうるであろうか。さらに、権力集団からの独立を強調する結果、参加の概念さえも放棄せざるをえないとまで述べられる時²⁹⁾、私たちは大衆運動による社会支配なるものが、やがて夷りなき異議申し立て、無力な叫びに変質させられてしまうのではないかと危惧せざるをえないのではないだろうか。

しかし、ヘゲデューシュの体験を踏まえての批判が示唆に富むことも否定できない。ユーゴスラヴィアでの問題は述べてきた通りであるが、西独でのいわゆる労働者の経営参加（労使共同決定）の制度においても、部分的参加を逆手にとられて、労働者が「資本主義体制のなかに完全にくみこまれてしまう危険性³⁰⁾が潜んでいたし、現にその恐れも現実化している。だが一方から見れば、何といてもこの労使共同決定システムが労働者による労働運動の実力を評価させたこと、さらに、「ほぼ20年以上もこの基盤のうえに立ってドイツ国内に相対的な社会平和はきずかれ、労働者の生活水準はたえず向上をつづけた³¹⁾」事実もまた見逃せないであろう。

学びの場でのラーニング・エクステンションについて

いえば、各地のそれらはいま共通した問題を抱えているといわれる。成功することがラーニング・エクステンジの特長を殺してしまう可能性を産み出すという、困難な状況が生じつつあるようだ。例えば、小規模な時にはメンバー一人当たりの経費はきわめて少なくてすんだものが、大規模化すると段々一人当たり経費が多くなるのである。そこで、エバンストンのエクステンジは1年で15ドルの会費制を採用している。老人や低所得者は1年5ドルでよい。この会費はきわめて低廉であるが、それでもホルトが指摘するように、「エクステンジを最も必要としている人々、つまり、学校にも、金のかかる情報源にも接することのできなかつた貧しい人々から、エクステンジが離れてしまう危険性は大きい」³²⁾ともいえるのである。

学びの場での参加あるいは自主運営には、さらに次のようなかなり本質的な問題も存在する。すなわち、第一には、既にフリードマンを批判しつつ触れたように学ぶ存在ということからくる基本的制約の問題があり、第二には、学ぶ存在と学びの場の関係の相対的短期性の問題がある。学ぶ者が教育という「商品」について知識を深くもたない状況と、経済学風には表現されるわけであるが³³⁾、西独のH.ヘッケル(Heckel)も述べるように、未成熟性(Unreifheit)は教育学習関係にあっては一種本質的な事柄である³⁴⁾。ここに成熟存在としての労働者が経営に参加するのは異なった面と要因が考慮されざるをえないゆえんがあろう。ただ、さらに見れば、この学ぶ者の未成熟性は成熟性に向いつつあるものであり、意識的にもそう導かれるべきものだということが、同じく教育学習関係の中に存在しているのである。第二の問題は次のことを意味している。人間は短期間のみかかわり合う状況や機構に、真に真剣に取り組み、参加することはなかなか困難である。さらに主観的には熱意をもったにせよ、短期的関り合いは真に関り合いの責任をとることを許さない。

現代の学校の在り方への批判的表現を使用すれば、学校の大衆化、マスプロ化ということよりも、むしろ学校の通過儀礼化の方が、学びの場の共同・自主運営にとりよい根深い脅威ではないかと思われる。

さらに日本において特に付け加わる問題として、日本人の集団帰属性の強さから生じる問題もあげられるかも知れない。欧米に比較して個の意識の確立が少ない一方、真にパブリックな「公共」観念の少ない私たち日本人の間では、構成員の運営参加・共同運営は、その所属機構のみの利益追求性を拡大、強化する面だけを強く結

果する危険性もある。やはり構成員全ての意識の転換と社会構造の総体的転換を伴わなければ、自主運営は社会的責任を十分にはたすことはできないのである。

ここで、かつては人間により作り出された制度が「延長物の転移作用」³⁵⁾により逆に意識を支配し、再生産している過程をどうやって断ち切るかという、根本的難問に突き当たる。むろん、制度と意識の両面よりという答えは成立する。だがこの両面よりの作戦行動はそれらを力強く支え、推進させるある基盤が存在しなければ、有効たりえないように思われる。そのような支える基盤は存在するであろうか。

私は少くともその存在の可能性を、科学・技術を含めた人間の知恵の発展の中に求められるのではないかと考えるのである。

VI) 人間の科学・技術の発展が準備する基盤

科学・技術というコトバに人間的という限定語を冠したのは、これらのコトバから、歴史的に近代産業・資本主義社会との関連から生じる特別の意味連想を排除したかったからである。あるいは誤解を避けるためには、科学・技術というコトバを「英知」という、より漠然としているがより有害連想の少ないコトバに置き変えてもよいであろう。この英知による転換基盤の可能性を、例えば、エレクトロニクスの発展の中に求めようとすることは、決して夢想とはいいい切れなものであろう。(もちろん、ソフト・エネルギー・パスの探究もこのような英知のもうひとつの例である)。まず一般的レベルでいえば、エレクトロニクスの知恵は近代産業社会によって引き裂かれた生産者と消費者の再融合の可能性を提供するだろう。例えば、家庭の端末器を使って、消費者が直接工場のコンピュータに自分の注文を打ちこみ、好み通りの品を生産することは、洋服などでは既に可能となりつつある³⁶⁾。こうして、消費者と生産者との一体化が出現すれば、それは市場という近代産業社会の中心機構の性格と規模を変化させずにはおかないであろう。売買交換を目的とする生産は減少し、自己消費のための生産が増大するからである。市場の縮小への転換は、さらに産業の非巨大化、権力の分権化、官僚制よりの離脱化への可能性を開くであろう。同時に大事なことは、この生産と消費の新融合形態は人間の意識の変換をももたらす可能性を強くもっているという点である。個人的にも集団的にも自分の手で自分の使用するものを作り出す生活は、新しい喜び、個性的に創造しつつ生きる喜びを味わせ、自主運営社会の

構成員であるに足り意識を形成させていく可能性をもつ。それは当然教育・学習にたいする人々の態度の大きな転換をももたらすであろう。このような文脈の中において、イリッチやホルトらのいうラーニング・ウェブやラーニング・エクステンションが真に生きてくる。対向乃至多方向テレビによる学習、コンピュータに支えられる授業(CAI)などが、官僚支配や商業資本の強い干渉から脱した学校の内外において、それらの機能を十分に発揮する可能性もあるのである。

だがここであらためて確認しておかねばならないのは、上述のすべてはけっして必然性ではなく可能性をもつにすぎないということである。このことはその最近の著作『第三の波』でかなり楽観的に、場合によっては可能性と必然性を混同していると思われる程に将来を展望したあのA.トフラー(Toffler)でさえも、結局は指摘していることである⁸⁷⁾。

トフラーが第三の波革命の拠点とするエレクトロニック・コテッジにしても、現在よりもっと厳しい管理の下に服し、新しい奴隷小屋とならないとはいいい切れない。「クレジットで入手したエレクトロニック端末器や付属品を備えるようになると、人びとは、古典的な労働者というより、独立した事業家と言った方がよい存在になるだろう⁸⁸⁾」とトフラーは述べるが、それどころではなく、それらの機器は人びとをますます金融支配に屈服させる新式の枷になるかもしれないのである。

エレクトロニクスに代表される科学・技術を含んだ人間の英知は、よりよい方向への転換の基本的可能性を提供する。しかし、いわゆる科学・技術革命はそれだけでは人間の社会と教育・学習の在り方がより自由、より平等な方向へ転換するという保証は与えない。

可能性を現実にするためには、少くとも英知と制度と意識との三面での協力が必要不可欠であろう。急激な方向転換は望ましくないし、必要でもないが、序々で確実な転換の実現はますます必要となるであろう。

註

- 1) 毎日新聞1980年7月2日朝刊
- 2) 井上坦：教育の根本問題としての制度化（哲学〔三田哲学会刊〕第71集，1980，掲載）の特に前半部。ただしここでは産業主義への批判はあまり行なわれていない。
- 3) M. フリードマン（西山千明訳）：選択の自由（日経，1980）特に第6章。I. イリッチ（東，小沢共訳）：脱学校の社会（創元社，1977）p. 21, 35.

- 4) 西山千明編著：フリードマンの思想（東京新聞出版局，1979）p. 11, 13.
- 5) 小林昇：マイナス成長のすすめ（エコノミスト〔毎日新聞社〕1979・8・14～21合併号掲載）
- 6) 西山千明編著：前掲書 p. 78～79.
- 7) Michael Huberman: Reflexions sur les thèses d'Ivan Illich (Etudes pedagogique, 1974版) p. 3～12, 特に p. 9.
- 8) H. I. シラー（齊藤文男訳）：世論操作（青木書店，1979）およびH. M. エンチェンスベルガー（石黒英男訳）：意識産業（晶文社，1979）参照。
- 9) 西山千明編著：前掲書 p. 218～9.
- 10) 宇沢弘文：保守化する近代経済学（エコノミスト，1979・8・14～21合併号），p. 39.
- 11) イリッチ（大久保直幹訳）：エネルギーと公正（晶文社，1979）p. 14, 17.
- 12) イリッチ：脱学校の社会 p. 59 ff.
- 13) K. E. ポールディング，E. J. ミッション他（林雄二郎監修）：ゼロ成長の社会（日本生産性本部，1979）小林昇：上掲論文，参照。
- 14) Illich: Tools for Conviviality (Harper Colophon, 1973) p. xii.
- 15) イリッチ：エネルギーと公正 p. 23.
- 16) ギンティス：教育の経済学のために（イリッチ他：脱学校化の可能性〔創元社，1979〕p. 50.
- 17) M. Kogan: The Politics of Educational Change (Manchester University Press, 1978) p. 71.
- 18) J. Holt (田中良太訳)：21世紀の教育よこんにちは（学陽書房，1980）p. 40, 44.
- 19) 昭和54年版の青少年白書（総理府編）では公共図書館数は1218となっている（p. 431）が、ここでは毎日新聞1980年6月4日朝刊の松本享子の記述によった。
- 20) ホルト：前掲書 p. 26, 33 f. なおスイス連邦に関しては井上坦：前掲論文参照。
- 21) ヘゲデュージュ（平泉公雄訳）：社会主義と官僚制（大月書店，1980）p. 7～9.
- 22) ヘゲデュージュ：前掲書 p. 17.
- 23) ヘゲデュージュ：前掲書 p. 112.
- 24) カルデリ（山崎洋他訳）（大月書店，1978）p. 165～6.
- 25) ヘゲデュージュ：前掲書 p. 113～4.
- 26) 前掲書 p. 19, 115.
- 27) 前掲書 p. 22.
- 28) 前掲書 p. 22.
- 29) 前掲書 p. 269.
- 30) G. マルチネ（熊田亨訳）：七つの国の労働運動（岩波書店，1979）上巻 p. 93.
- 31) 前掲書 p. 94.
- 32) ホルト：前掲書 p. 35～36.
- 33) 正村公宏：私の現代教育論（NHKブックス，1979）p. 234～236.
- 35) H. Heckel: Einführung in das Erziehungs- und Schulrecht (Darmstadt, 1977) S. 4～9.

- 35) E. T. ホール(岩田, 谷共訳): 文化を超えて (T B Sブリタニカ, 1979) p. 41~48.
- 36) A. トフラー (鈴木, 桜井他訳): 第三の波 (中央公論, 1980年8月号掲載) p. 104. 以下の論述にはト
- フラーのこの論文に負うところも多い。
- 37) 前掲論文, p. 109. 「だからといって, 決して自然の成行きでそうなるわけではない。云々」。
- 38) 前掲論文 p. 95.